

旧警戒区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、逸失利益、養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した追加的費用が賠償された事例。

744-1

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	ア	逸失利益	4 6 6 万 8 7 9 1 円
		（期 間 自 平成 2 3 年 3 月 1 1 日	
		至 平成 2 3 年 1 2 月 末 日）	
	イ	財物損害	4 5 2 万 7 8 1 0 円
		（ア）ミツバチ	3 3 5 万 1 0 0 0 円
		（イ）大箱	1 0 1 万 8 7 1 0 円
		（ウ）給餌器	7 万 8 1 2 0 円
		（エ）分割板	5 万 2 0 8 0 円
		（オ）麻布	3 1 0 0 円
		（カ）ロープ	6 2 0 0 円
		（キ）冬季用巢門	1 万 8 6 0 0 円
	ウ	追加的費用	3 万 1 7 5 0 円
		（期 間 自 平成 2 4 年 9 月 2 9 日	
		至 平成 2 4 年 9 月 3 0 日）	
		（ア）高速代	2 9 5 0 円
		（イ）宿泊代金	4 5 0 0 円
		（ウ）ガソリン代	4 3 0 0 円
		（エ）〇〇市散策工数	2 万円

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、前項の合計金 9 2 2 万 8 3 5 1 円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項イ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月15日

（仲介委員 土屋信）

旧警戒区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、逸失利益、養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した追加的費用が賠償された事例。

744-2

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

逸失利益 328万4718円
（期 間 自 平成24年1月1日
至 平成24年12月末日）

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、前項の合計金328万4718円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月31日

（仲介委員 土屋 信）